



保健所保健管理課

新型コロナウイルス感染症情報の発表方法について

新型コロナウイルス感染症情報については、医療機関からの発生届などにより全数を把握し、毎日発表していましたが、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更（5類移行）されることに伴い、下記のとおり変更します。

記

		現状（5/7まで）	5類移行後（5/8から）
サーベイランス	感染者の把握方法	全数把握	定点把握
	報告者	陽性と診断した医療機関等	保健所の管轄区域ごとに指定された医療機関
	報告時期	毎日 (診断した当日)	週1回 (対象週の翌月曜日)
市からの公表		毎日 〔 報告日の翌日に報道資料、市ホームページ 〕	週1回 〔 対象週の翌木曜日に市ホームページ 〕
公表内容		新規患者数（年代別も含む） 患者累計数（入院、死亡者数も含む）	対象週の患者数

【参考】5/8以降のスケジュール例（対象週5/8(月)～5/14(日)の場合）

- ① 定点医療機関は、5/8(月)～5/14(日)の患者数を取りまとめ、5/15(月)までに患者数を保健所に報告
- ② 県は、各保健所（新潟市保健所を含む）への報告数を取りまとめ、5/18(木)に新潟県感染症情報（週報速報版）で公表
- ③ 市は、県の公表後、5/18(木)に市保健所分を市ホームページで公表